

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本市ではこれまで、障害のある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉及び教育、就労、生活環境等の各種施策の充実に取り組んできました。

障害のある人を対象としたアンケート調査では、これからも住み慣れた地域で暮らしていけるように、各種制度やサービスといった生活していくうえで必要な支援のみならず、障害のある人となない人が共に理解を深め合う機会や場の充実が求められています。

本計画では、障害者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション<sup>8</sup>」と「リハビリテーション<sup>9</sup>」の考え方のもと、障害のある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージ<sup>10</sup>において必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限にいかし、共に安心して暮らすことのできるまちをめざし、以下を基本理念とします。

一人ひとりがいきいきと輝き、

共に安心して暮らせるまち

---

<sup>8</sup> ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

<sup>9</sup> リハビリテーション

障害のある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障害のある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションをめざす理念。

<sup>10</sup> ライフステージ

人の人生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期等。

## 2 基本目標

### 1 地域における生活支援体制の充実

障害のある人が自らの選択により、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けられるとともに、入所施設から地域生活への移行が促進されるように、障害の特性に応じた相談支援や適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実に努めます。

### 2 障害のある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障害のある人一人ひとりが能力を最大限に発揮し、社会生活を営むことができるように、乳幼児期から障害の早期発見・早期療育、教育、そして就労へと、各分野の連携を強化しながら、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

### 3 共に生きるバリアフリー<sup>11</sup> 社会の実現

地域における市民一人ひとりの「心のバリア」、住まいや移動等の「環境のバリア」、「情報のバリア」等、生活の中にある、障害のある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障害のある人が基本的人権を持つ一人の人間として尊重され、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現をめざします。

### 4 障害福祉サービス等の提供体制の整備

障害者が自らの選択により、居住する場所を選択し、どの障害のある人も等しく必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

また、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対して、地域の社会資源を最大限に活用しながら、対応できる体制の整備を推進します。

<sup>11</sup> バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち

1 地域における生活支援体制の充実

- (1) 相談体制
- (2) 保健・医療
- (3) 福祉サービス

2 障害のある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

- (1) 療育支援
- (2) 保育・教育
- (3) 雇用・就労
- (4) 社会参加

3 共に生きるバリアフリー社会の実現

- (1) 啓発・広報
- (2) 地域福祉
- (3) 情報・コミュニケーション
- (4) 生活環境

障害福祉計画  
4 障害福祉サービス等の提供体制の整備

- (1) 平成 23 年度に向けた目標値
- (2) 障害福祉サービス・指定相談支援
- (3) 地域生活支援事業
- (4) サービス見込量確保の方策と質の向上